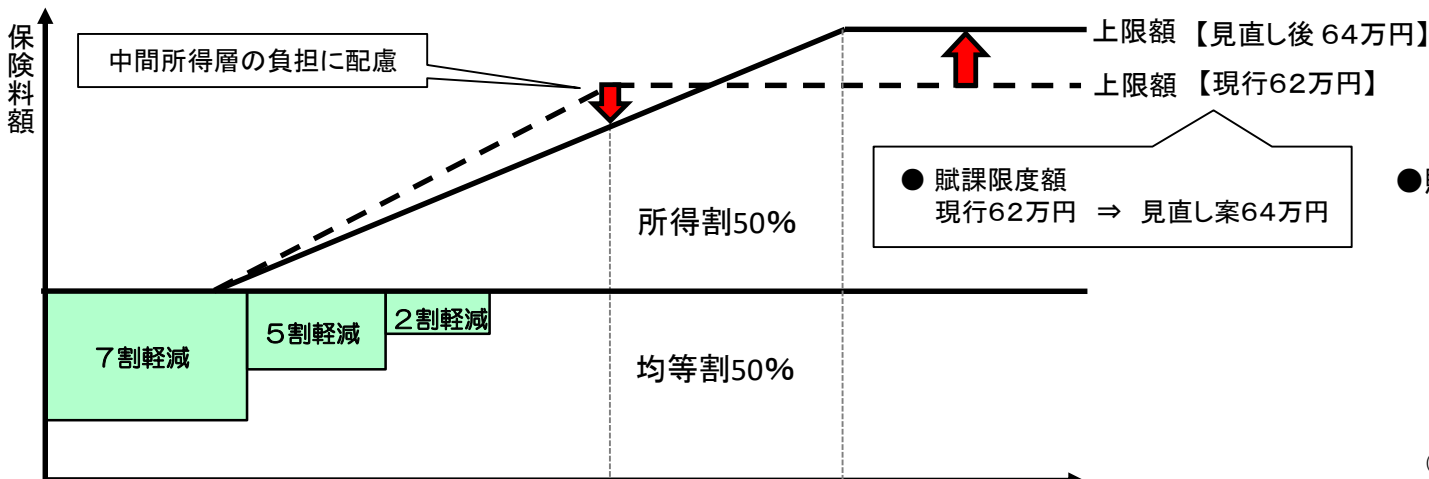


令和2年度の後期高齢者医療保険料賦課限度額の見直し

- 医療給付費の伸び等により保険料負担の増加が見込まれる中、被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担とのバランス等を考慮し、保険料賦課限度額を設定することが必要。
 - 平成29年度以降の国保の賦課限度額引き上げ幅(73万円 → 80万円)も踏まえつつ、中間所得層の保険料負担の抑制、中間所得層・高所得層の保険料負担の伸び率の均衡、上位所得者にも応分の負担を求める観点から限度額を見直す。
- 保険料賦課限度額を2万円引き上げ、62万円を64万円とする。



● 賦課限度額超過被保険者の割合(令和2年度(推計)) (注2)

	合計
前年度(R元)	1.28%
引上げ前(R2)	1.36%
引上げ後(R2)	1.29%

(注2) 平成30年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査に基づき、令和2年度における状況を推計したもの。ただし、令和元年度は速報値(保険局高齢者医療課集計)。

限度額に達する収入及び所得(注1)

【現行】
年金収入の場合: 収入886万円(年金所得686万円) / 給与収入の場合: 収入896万円(給与所得686万円)

【見直し後】
年金収入の場合: 収入910万円(年金所得709万円) / 給与収入の場合: 収入921万円(給与所得709万円)

(注1) 平成30・令和元年度の全国平均料率に基づき算定(均等割額45,116円、所得割率8.81%)

● 賦課限度額引上げに伴う収入別の保険料への影響(令和2年度(推計)) (注3・4)

	令和元年度 (62万円)	令和2年度 (据え置き)		(64万円)
	所得割のかかる被保険者の 平均的な年金収入(341万円)の場合 (前年度伸び率)	20.9万円	21.5万円 (+3.1%)	21.4万円 (+2.5%)
賦課限度額超過被保険者の場合 (前年度伸び率)	62.0万円	62.0万円 (+0.0%)	64.0万円 (+3.2%)	

引上げにより、中間所得層の伸び率が高所得層の伸び率を若干下回る水準まで抑えられる。

(注3) 平成30年度実績に基づき、予算ベースで令和2年度における状況を推計したもの。

(注4) 「所得割のかかる被保険者の平均的な年金収入(341万円)」は、所得割のかかる被保険者の平均所得(219万円)を年金収入に換算したもの。